

平成24年度

第3回久留米市地域公共交通会議議案等

《報告》

報告第7号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行
事業者の決定について ----- P 1

《協議》

協議第4号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行
計画について ----- P 3

報告第7号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行事業者の決定について

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行事業者について、別紙のとおり報告する。

平成24年11月27日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 白井浩一

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行事業者の決定について

久留米市城島地域におけるデマンド乗合タクシー試験運行事業者について、公募型プロポーザル方式により選考を行ったところ、下記のとおり決定した。

記

試験運行事業者

事業者名 有限会社丸金タクシー
所在地 久留米市城島町城島188番地
代表者 取締役 上野 賢二

【参 考】公募型プロポーザルによる事業者選定経過

日 程	内 容
平成24年10月 1日～ 4日	募集要項配布
平成24年10月 5日～10日	質問の受付
平成24年10月19日～23日	参加表明受付【1社】
平成24年10月25日	一次審査（書類審査）
平成24年10月31日	二次審査（ヒアリング）
平成24年11月 2日	受託事業者選定委員会
平成24年11月16日	見積もり合わせ
平成24年11月26日	仮協定書の締結

協議第 4 号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画について

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 白 井 浩 一

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画について

1. 事業名称

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行

2. 事業主体

久留米市

3. 運行主体

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業者

4. 事業概要

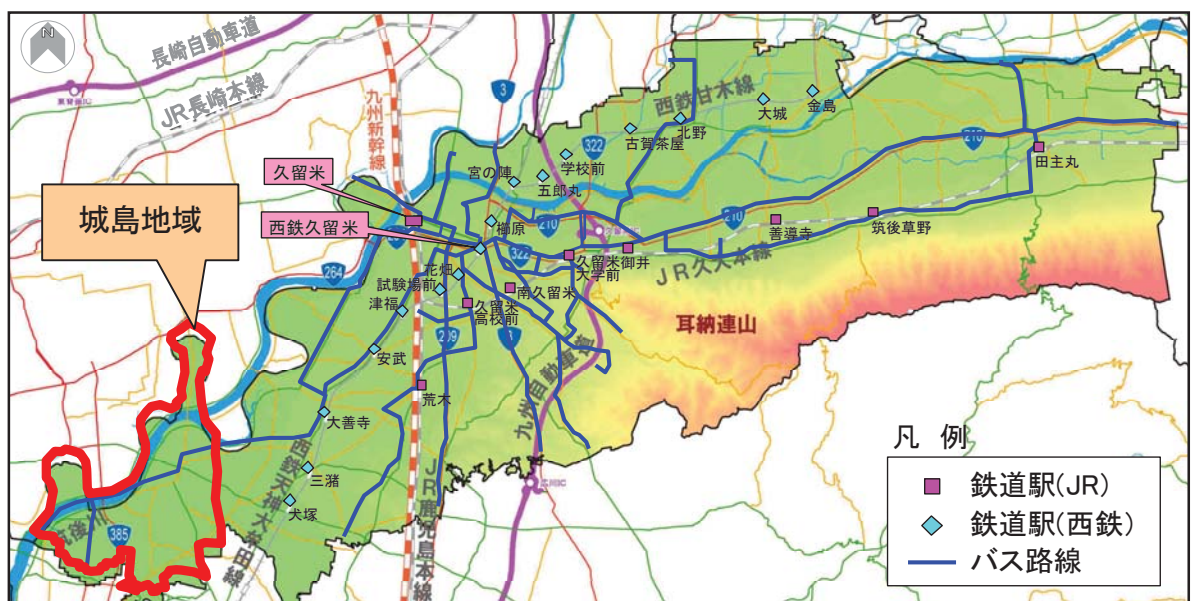
公共交通空白地域を多く抱える城島地域における移動制約者対策として、病院、店舗、バス停等への移動を支援するデマンド乗合タクシーを試験運行する。

5. 運行方式

定時ダイヤ型、区域運行方式により行う。

6. 運行範囲

城島地域内とする。



7. 運行車両

タクシー車両とする（セダン型、もしくはワンボックス型で設定）。

なお、車両については、デマンド乗合タクシー運行に支障のない範囲で一般乗用旅客自動車運送事業用車両との併用を認める。

8. 運行時の車両表示

デマンド乗合タクシー運行時には、車両の両側面にデマンド乗合タクシーである旨を記載したマグネットシートを貼付する。

9. 乗降場所

城島地域内全域とする。

なお、停留所の設置は行わない。

10. 運行方法及び使用車両数

予約による時間固定型運行を行う（運行時間帯を定め予約のある時間帯のみ運行する）。

なお、1運行時間（1時間）あたりの使用車両数は1～2両とする。

11. 運行時間及び運行時間帯

運行時間は、9時から16時までの1日8便を原則とする。

【運行時間帯】

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時

12. 利用上限

1便あたり最大8名までとする。

なお、予約は先着順とする。

13. 運行日

月曜日から土曜日に運行する。ただし、日祝日、お盆期間（8月13日から15日）、年末年始期間（12月29日から1月3日）は運休とする。

14. 利用料金

1回の利用あたり300円とする。

なお、未就学児は無料とするが、保護者同伴を条件とする。

15. 利用対象者及び登録方法

利用対象者は、事前登録を行った者とし、年齢制限等は設けない。
登録受付は平成25年1月より城島総合支所等で行う。
なお、利用者登録は試験運行期間中も随時行うものとする。

16. 利用方法

利用は、電話による事前予約制とする。予約は、運休日を除く利用希望日の2日前から前日までとし、受付時間は9時から15時までとする。

なお、予約受付終了後に事業者から利用者に対して、乗車場所への迎車予定時間を電話にて連絡する。

17. 運行期間

平成24年度の運行は、3月1日から3月末日までとする。

なお、引き続き平成26年3月まで試験運行を継続する予定である。